

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

平成27年5月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500008号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500002号

第1 結論

請求者の社会福祉法人A会B保育所における平成20年6月21日の標準賞与額を127万1,000円に訂正することが必要である。

平成20年6月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年6月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年6月21日

社会福祉法人A会B保育所から平成20年6月21日に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

社会福祉法人A会B保育所から提出された「平成20年6月21日賞与計算支給・控除一覧表」により、請求者は請求期間に同保育所から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、127万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年6月21日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500003号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA病院における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年4月1日から同年6月1日まで
A病院に昭和56年4月1日から昭和61年7月31日まで勤務した期間の内、臨床研修医として勤務した昭和56年4月1日から同年6月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。
請求期間当時のB県では、医師免許取得後2年未満の者は臨床研修医として勤務することとなっており、その期間は厚生年金保険に加入するという規定があったため、請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A病院を運営するB県担当部署から提出された昭和56年4月1日付け臨床研修医発令案及び請求者に係る人事記録によると、請求者は同病院に臨床研修医として、同年4月1日から同年5月30日まで勤務していたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第12条において、2月以内の期間を定めて使用される者については、厚生年金保険の被保険者としないう旨規定されている。

また、請求期間の内、昭和56年5月31日については、A病院における勤務実態を確認できる資料等が無く、勤務していたことを確認することができない。

さらに、A病院及びB県担当部署は、請求期間頃に同病院に勤務していた臨床研修医に係る給与管理、社会保険関係の事務は同病院にて行っていたと回答しているところ、同病院は、「請求期間当時の経理関係書類は、保存年限経過により処分している。」旨回答しており、請求者の厚生年金保険の適用状況及び保険料控除について確認することができない。

加えて、B県担当部署から提出されたA病院臨床研修医の身分及び報酬等に関する実施要領(昭和56年4月1日改正)において、臨床研修医は政府管掌健康保険、厚生年金保険に加入することと定められているものの、同局は、昭和56年4月1日から同年5月30日又は31日までの間において、同病院に勤務していた臨床研修医は請求者を含め15名と回答しているところ、同期間に係る同保険の加入記録が確認できる者は8名であることから、必ずしも臨床研修医全員を厚生年金保険に加入させてい

たわけではなかったことがうかがえる。

また、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚、又は請求者が記憶している同僚等計 31 名に照会を行ったところ、21 名から回答があったものの、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができない。

さらに、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間に請求者の氏名等は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500004号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月
A社に勤務していた期間のうち、平成18年4月に、年金記録に反映されていない賞与の支払があった可能性がある。
調査の上、上記事実が存在した場合は、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社は、「請求者に対し請求期間に係る賞与を支給しておらず、したがって厚生年金保険料の控除もしていない。A社の賞与支給時期は給与規則により7月及び12月と定められており、4月の支給は無かった。」旨回答している。

また、請求者は、A社に勤務していた期間の給与振込口座について、C銀行D支店であった旨述べているところ、同銀行から提出された預金取引明細表によると、請求期間の賞与の振込は確認できない。

さらに、A健康保険組合から提供された資料によれば、請求者の同組合における被保険者記録はオンライン記録と一致しており、請求期間の賞与の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500007号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月

A社に勤務していた期間のうち、平成18年4月に賞与をもらっていたので、厚生年金保険の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社は、「請求者に対し請求期間に係る賞与を支給しておらず、したがって厚生年金保険料の控除もしていない。A社の賞与支給時期は給与規則により7月及び12月と定められており、4月の支給は無かった。」旨回答している。

また、請求者は、A社に勤務していた期間の給与振込口座について、C銀行D支店であった旨述べているところ、同銀行から提出された取引履歴明細表によると、請求期間の賞与の振込は確認できない。

さらに、A健康保険組合から提供された資料によれば、請求者の同組合における被保険者記録はオンライン記録と一致しており、請求期間の賞与の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500014号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500005号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月
A社C支店に勤務していた期間のうち、平成18年4月に賞与をもらっていたので、厚生年金保険の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社は、「請求者に対し請求期間に係る賞与を支給しておらず、したがって厚生年金保険料の控除もしていない。A社の賞与支給時期は給与規則により7月及び12月と定められており、4月の支給は無かった。」旨回答している。

また、請求者は、A社に勤務していた期間の給与振込口座について、D銀行E支店であった旨述べているところ、同銀行から提出された普通預金異動明細表によると、請求期間の賞与の振込は確認できない。

さらに、A健康保険組合から提供された資料によれば、請求者の同組合における被保険者記録はオンライン記録と一致しており、請求期間の賞与の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。